

事務連絡

令和4年9月15日

高齢者関係施設等 施設長 様
管理者 様

神戸市福祉局高齢福祉課長
神戸市福祉局介護保険課長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間の考え方について（通知）

平素は、本市の福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

先日、厚生労働省により新型コロナウイルス感染症患者に対する療養期間の見直しが行われ、この度、神戸市保健所より「高齢者施設等に関する療養解除の考え方」が示されましたので、下記のとおり通知いたします。なお、下記については厚生労働省が方針を示すまでの間における考え方といたしますのでよろしく願いいたします。

記

○高齢者施設等に関する療養解除の考え方

次頁「高齢者に関する療養解除の考え方」（神戸市保健所作成）

○参考

令和4年9月7日付厚生労働省通知（令和4年9月13日最終改正）

「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」

神戸市ホームページ 症状が有る場合の療養期間が10日間から7日間に短縮されました

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/homerecuperation.html>

神戸市ホームページ 濃厚接触者とは（身近な人が感染したら）

<https://www.city.kobe.lg.jp/a73576/kenko/health/infection/protection/livetogether.html>

以上

福祉局高齢福祉課 TEL：322-5219

福祉局介護保険課 TEL：322-6228

高齢者に関する療養解除の考え方

発症後 7 日間経過かつ症状軽快後 24 時間経過の場合（療養期間 7 日間）

※療養期間が 10 日以上に及ぶ場合は、療養終了後より出勤およびサービス利用可能

※下記については、厚労省が方針を示すまでの間における考え方とする

1. 職員

【入所施設および通所サービス】

- ・ 高齢者の直接的ケアにあたる職員

→発症後 10 日間は業務の従事を控える

※直接的ケア：移動・移乗・食事・保清（入浴含む）・排泄など高齢者の身体に直接接触する介助

※発症後 7 日間が経過すれば、感染予防行動を徹底した上で直接的ケア以外の業務に従事することは可能

- ・ 高齢者の間接的ケア（清掃、リネン交換、配膳等）および事務作業にあたる職員

→発症後 7 日間が経過すれば、感染予防行動を徹底した上で業務に従事することは可能

※送迎車の運転業務については、車内換気および感染予防行動を徹底した上で業務に従事することは可能

【訪問系サービス】

発症後 7 日間が経過すれば、感染予防策を講じた上で業務に従事することは可能

2. 利用者

【入所施設】

発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合に 11 日目から解除を可能とする（従来から変更なし）。

【通所系サービス】

発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除を可能とする。

ただし、他の利用者がハイリスク者に該当すること、マスク着用が困難な方が多いことから、発症後 10 日間はサービス利用を控えていただく。

【訪問系サービス】

発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には 8 日目から解除を可能とする。

(参考) 令和4年9月7日 厚労省事務連絡より抜粋

●有症状患者（人工呼吸器等による治療を行った場合を除く）

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。
- ・現に入院している者（高齢者施設に入所している者を含む。）
発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合に 11 日目から解除を可能とする。

●無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

健康局保健所保健課 平山・小寺

TEL : 078-322-6789

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 7 日
令和 4 年 9 月 13 日最終改正

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日付け健感発 0225 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「令和 3 年 2 月 25 日付け課長通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け（令和 4 年 2 月 2 日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応をお願いしており、その療養期間については、

- ・有症状患者については、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には 11 日目から解除を可能
- ・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目に療養解除を可能（ただし、10 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること）

を基本としています。

今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、本日の第 98 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論を踏まえ、With コロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直すこととしましたので、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、本見直しについては、本日（令和 4 年 9 月 7 日）より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたします。

Q&Aを追加しました。

記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

(1) 有症状患者（※1）

(a) (b) 以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

(b) 現に入院している者（※2）（従来から変更無し）

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※2 高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いします。

2 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

3 1 及び 2 に記載する事項を除く新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、引き続き、令和 3 年 2 月 25 日付け課長通知に基づき対応すること。

Q1 1 (1) (b) 「現に入院している者」の考え方如何。適用日 (令和4年9月7日) 時点で現に入院している者という意味か。

「現に入院している者」は、陽性判明時に入院しているか否かを問わず、7日間経過時点で現に入院している者を指します。適用日に限った経過措置ではなく、適用日後も、こうした者に該当する場合は1 (1) (b) の取扱となります。

例えば、陽性判明時には入院していても、7日間経過するまでの間に退院した場合には、「現に入院している者」には含まれず、療養期間は1 (1) (a) の取扱 (7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合に解除) となります。

また、陽性判明時には自宅療養していても、7日間経過時点で入院している場合には、1 (1) (b) の取扱 (10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合に解除) となります。

Q2 1 (1) (b) 「現に入院している者」に、例えば、障害者施設の入所者は含まれるのか。

現時点では、入院している者のほか、高齢者施設の入所者が該当します。障害者施設の入所者は含まれず、1 (1) (a) の取扱 (7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合に解除) となります。

Q3 1 (2) の検査は何を想定しているか。また、検査の費用は本人負担か。

抗原定性検査キットによる検査を想定しており、自己検査でも差し支えありません。抗原定性検査キットは自費検査とし、薬事承認されたものを必ず用いてください。

Q4 1 (1) (b) は従来から変更無しとあるが、「10 日間経過」には時間の概念は含まれるのか。

従来通り、時間の確定ができる場合、時間の概念を含めて考えて差し支えありません。時間の確定ができる場合は、10 日間 (240 時間) 経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した時点で療養解除となります。